

運転監視保安業務仕様書

1、概要

本事項は、施設の電気機械設備運転監視及び保安業務の範囲及び基準を次のように定める。指定管理者は本業務事項の定めるところにより業務を円滑に実施するものとする。

2、運転監視及び保安業務の基準・体制

運転監視及び保安業務の基準・体制は次のとおりとする

1) 業務の内容

運転監視及び保安業務の内容は本仕様ならびに資料X-3 日常管理基準表に基づく。

2) 運転監視の基準及び体制

業務の基準及び体制は次のとおりとする。

(1) 業務基準

① 運転

② 監視

ア、人員監視

イ、機械監視

(2) 点検

① 巡視点検

② 故障対応

③ 日常維持

④ 連絡・調整・確認

⑤ 災害時対応

⑥ 修繕

(3) 体制

① 人員監視体制

② 機械監視体制

3、業務詳細

指定管理者は、契約業務の履行にあたり運転監視及び保安業務に携わる従事者を選任し配置するなどしなければならない。

1) 運転

指定管理者は本仕様書及び設置された機器の特性や施設の利用形態などよく理解し、設備を適切に運転する。

2) 監視

(1) 人員監視

指定管理者は中央監視盤等において監視を行い各データ（計測・警報記録等の収集整理を行なう。

(2) 機械監視

指定管理者は職員不在時でも電話回線等により火災や故障発生状況などが把握できるようにすること。

なお監視項目は指定管理者の判断によるものとする。

3) 点検

(1) 巡視点検

指定管理者は資料X-3 日常管理基準表に基づき巡視点検を行い、機器等の点検、データー記録・収集等を行なう。

(2) 故障対応

指定管理者は不具合カ所が発見された場合あるいは故障が発生した場合は、指定管理者の責任において修繕を行い、機能回復を図るものとする。

(3) 日常維持

指定管理者は資料X-3 日常管理基準表により機器等の調整・確認および機械室等の適切な清掃等を行い健全な設備の維持に努めるものとする。

(4) 連絡・調整

指定管理者は大阪市と連絡調整を行い安全で効率的な業務を包括的に実施しなければならない。

(5) 災害時対応

ア、指定管理者は台風接近などによる自然災害及びその他事故の発生の恐れがある場合は善良なる指定管理者として体制をとらなければならない。

イ、指定管理者は大阪市より指示・要請があった場合は緊急出動しなければならない。

4、竣工引渡図書類

大阪市は施設に保管する次の書類等を引き渡すものとする。指定管理者はこれを整理・保管する。(該当するもの)

- ① 竣工図
- ② 主要機器完成図
- ③ 主要機器取扱い説明書
- ④ 主要機器試験成績書
- ⑤ 施工図
- ⑥ 現場試験成績書
- ⑦ 官公庁検査記録書
- ⑧ 設計(変更)指示書
- ⑨ 主要機器メーカーリスト
- ⑩ 諸官庁届出書類控え及び一覧表
- ⑪ 施工業者名簿

5、管理用記録書類の作成及び保管（該当する設備のみ）

指定管理者は管理用記録書類として、原則として次の各号の書類を作成し保管する。

① 計画・報告書類

- ア、運転監視及び保安業務計画書
- イ、点検整備計画書
- ウ、巡視・巡回点検計画書

② 運転記録・作業日誌類

- ア、電力需給記録
- イ、各種設備運転記録
- ウ、温度・湿度等記録
- エ、作業日誌

③ 点検記録等

- ア、電気設備点検表
- イ、空気調和設備点検表
- ウ、給排気設備点検表
- エ、給排水衛生設備点検表
- オ、残留塩素測定記録
- カ、貯水槽点検記録
- キ、飲料水水質検査記録
- ク、汚水・排水槽点検記録
- ケ、消防設備等点検記録
- コ、各種水槽清掃実施記録
- サ、その他、資料X－3 日常管理基準表、
資料X－4 点検整備基準表に基づく設備点検記録

④ 整備・補修・事故記録等

- ア、整備記録
- イ、修繕記録
- ウ、事故・障害記録

6、その他業務

大阪市が設備の全部又は一部の変更、撤去など改修を必要とするときは予め指定管理者に通知するものとし、両者が協議して設備の保全にあたるものとする。